

第 2 期横浜町地域福祉計画



平成25年3月

青 森 県 横 浜 町

はじめに

少子高齢化社会の急速な進展に伴い、人々のライフスタイルにも大きな変化が現れてきております。また、人々の価値観、考え方が多様化する中、地域における人と人とのつながり「ゆいっこ(結)」も希薄になり、慣れ親しんだ地域で安心して生活していくことに不安を感じている方も少なくないと思います。



2011.3.11「東日本大震災」を教訓とし「絆」の再構築が急務となっておりますが、公(おおやけ)・共(地域コミュニティ)・個(わたくし)の責任ある役割分担の中で地域づくり、活き活きとした生活の場を創造していきたいと思っております。

障害のある方への福祉においては、障害者自立支援法が施行され、それぞれの能力を生かした自立の実現や社会参加の促進を図っていく必要があります。

さらに、子どもを安心して生み育てることができる環境の整備や子育てに対する支援が強く求められています。

こうした多様化する福祉ニーズのなか、町民の皆様の共通の思いは、生まれ育った地域できめ細かな福祉サービスが享受でき、また差別や偏見のない社会のなかで地域を構成する一員として安心して暮らせるということではないでしょうか。

この第2期横浜町地域福祉計画は、行政をはじめ、町民や地域がそれぞれの立場や役割を認識しつつ、お互いに協働し合うことによって誰もが安心してと共々暮らせる地域を形成するために策定されました。

町民の皆様には、この計画の主旨、理念をご理解いただき、思いやりと共助の精神を醸成するなかで、この地域福祉計画の推進に参画していただければ幸いです。

最後に、本計画の策定にあたり、多くの貴重な意見と作業にご尽力を賜りました横浜町地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、公益財団法人東北活性化研究センター、財団法人むつ小川原産業活性化センター等のご支援に対しまして厚くお礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

横浜町長 野坂 充

目 次

I 「地域福祉計画」とは	1
1 「社会福祉」と「地域福祉」	3
2 地域福祉計画策定の背景	4
3 「地域福祉計画」の必要性	5
4 全ての住民が主体となり、地域が舞台となる計画	5
5 地域福祉の担い手とは	6
6 地域福祉計画の位置づけ	6
7 計画期間	6
II 横浜町の地域福祉の現状と課題	7
1 横浜町の概要	9
(1) 位置・自然環境	9
(2) 沿革	10
(3) 産業	10
2 人口と世帯	11
(1) 人口	11
(2) 世帯	11
(3) 人口予測	12
3 横浜町の福祉施策の現状	13
(1) 児童福祉施策	13
(2) 高齢者福祉施策	13
(3) 障がい者福祉施策	15
(4) 生活保護等	16
(5) 地域福祉活動	17
4 住民の福祉に対する意識の把握	18
(1) アンケート項目	18
(2) 概要	18
III 第2期横浜町地域計画の基調	25
1 横浜町が地域福祉計画でめざすもの	27
(1) 計画の基本理念	27
(2) 計画の基本目標	28
2 前期計画の評価と地域福祉の課題	29
(1) 地域福祉の課題	29
(2) まちづくり全般	29
3 施策の体系	30

1 支援を必要とする人々が身近な地域の中で自分に合った福祉サービスが利用 できます	35
(1) 福祉サービスを上手に利用できる仕組みづくり	35
(2) 多様なサービスが地域で育つ環境づくり	37
(3) 福祉サービスの質の向上	39
2 町民総参加の福祉のまちづくりを進めます	41
(1) 個人の技や知恵を地域に活かします	41
(2) 住民一人ひとりの参加と協力の促進	42
(3) 「手触り感」があるまちづくりの推進	44
3 生涯にわたる健康づくりを総合的に推進します	47
(1) 健康づくりの推進	47
(2) 安全・安心に暮らせる環境の創造	48
(3) 災害に強いまちづくりの推進	50
4 町民・事業者・行政の協働により計画を推進します	52
(1) 住民参加を基本とした具体的な実践の推進	52
V 戦略的テーマの抽出とイメージ	53
1 基本的考え方	55
2 横浜町における社会起業の促進	56
3 「パーソナル・サポート」による新たな価値観の創造	57
4 地域のたまり場づくり	59
資 料 編	65
1 横浜町地域福祉計画策定委員会設置要綱	67

I 「地域福祉計画」とは

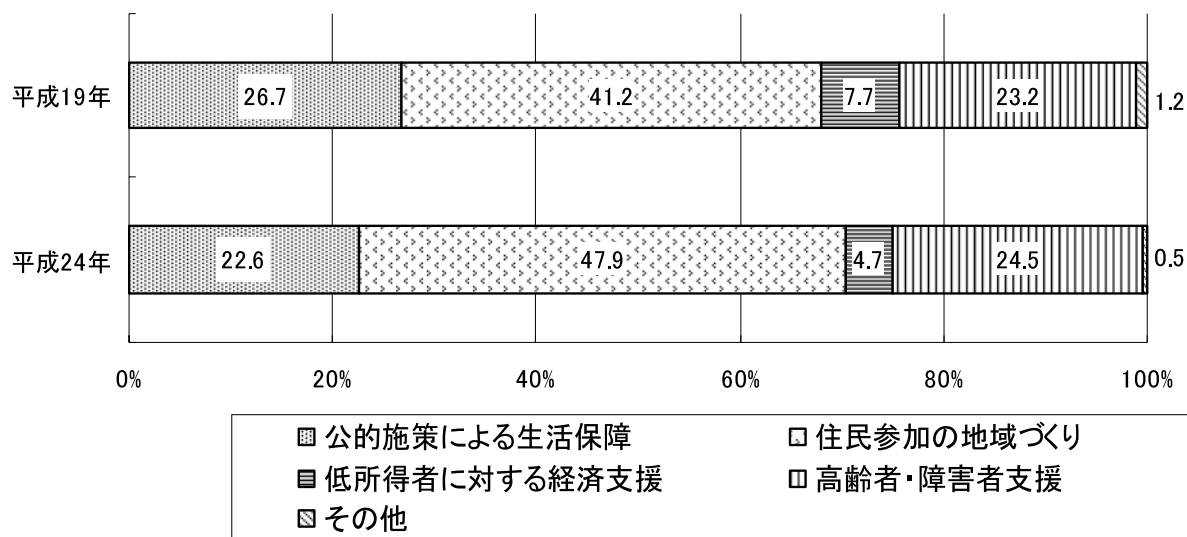


1 「社会福祉」と「地域福祉」

「社会福祉」とは、個人や家族など個人的・私的な取り組みだけでは解決できない生活上の問題・課題を、社会的に解決をするための制度や取り組みの総称です。また、福祉サービスは、高齢者や障がい者、児童など対象者が限定される場合が多くなっています。

一方、「地域福祉」は、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、地域住民や地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス提供者、行政などが連携し、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域で、人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けられたり、助けたりする関係を築きながら、“共に生き、支え合う社会”を実現しようとする事です。そのためには、「自助・共助・公助」、「住民参加」という主体的・自立的意識の度合いがその実現に大きな影響を与えると考えられます。この意識は下記のアンケート結果からもみられるように、これまでの本町での多様で多彩なまちづくりの実践活動を通して醸成されてきています。

問 「社会福祉」と聞いて、あなたの想像に最も近いものは、次のうちどれですか。



出典：横浜町社会福祉協議会アンケート調査(平成19年及び24年)

2 地域福祉計画策定の背景

社会福祉制度は、戦後間もない時期における生活困窮者の保護・救済を目的として出発し、その後の経済成長とともに発展してきました。

しかし、「地域社会の変化」に伴い、多様化する福祉ニーズに対応するため、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度などの社会福祉に共通な基盤的制度的見直しがおこなわれることになりました。これが「社会福祉基礎構造改革」です。

この改革では、生活上の様々な問題が発生し、自らの努力だけでは自立した生活を維持できなくなった個人が、人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい生活をおくるよう支援することが、これからの社会福祉の目的であるとし、「①個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立」「②質の高い福祉サービスの拡充」「③地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実」を、3つの柱として改革がおこなわれました。

この改革の中で、平成12（2000）年6月に社会福祉事業法が改正され、「社会福祉法」が成立しました。そして、「地域福祉の推進」はこの法の中で位置づけられています。

こうした状況の中で社会福祉法に基づく地域福祉計画に関する規定が平成15（2003）年4月から施行されており、これを契機にそれ以降、都道府県、市町村で計画策定が進められています。

社会福祉法

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動をおこなう者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、または変更し要する時は、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動をおこなう者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 「地域福祉計画」の必要性

「地域福祉計画」は、社会福祉法で規定されています。地域福祉をどの様に進めていくか、それぞれの市町村により異なります。言い換えると、市町村の地域福祉に対する思いが、この地域福祉計画なのです。なお、都道府県は「地域福祉支援計画」を策定し、市町村の地域福祉を支援することが法に定められています。

社会や産業構造の変化により、私たちの横浜町においても、家族のきずなや地域のつながりが希薄になってきています。また、子育てや介護・介助などの支援を必要とする人や家庭、困りごとや悩みごとを抱える人が増えています。

これらの課題に対し、「個人や家族で解決する」（自助）、「地域の人たちや行政と一緒に解決する」（共助）、「行政や制度的なサービスを利用して解決する」（公助）、さらにこれらを組み合わせにより解決していくことが求められています。

こうしたことから、横浜町をもっと暮らしやすい町にするために、町民と行政が一緒に地域福祉を推進していく上での羅針盤となる計画を策定することにしました。

4 全ての住民が主体となり、地域が舞台となる計画

これまでの社会福祉は、ややもすると行政から地域住民への給付という形をとってきました。これからは、個人の尊厳を重視し、自分に適したサービスを選択できる社会福祉でなければなりません。つまり、主体は利用者自身なのです。また、地域福祉は、現に福祉サービスを利用している人を対象としたものではなく、全ての住民が対象となり、主体となります。

横浜町にはたくさんの方が生活しています。それぞれの思いや生き方も違います。大切なのは、一人ひとりがお互いを尊重しながら、「助ける人」と「助けられる人」という一方的な関係ではなく、「持ちつ持たれつ」「お互い様」という対等で相互の関係を築くことです。

私たちの町をもっと暮らしやすくするためには、全ての住民が主体となり、自分ができる小さなことを地域の中に少しずつ広げ、一人ひとりが地域の担い手となることが必要なのです。

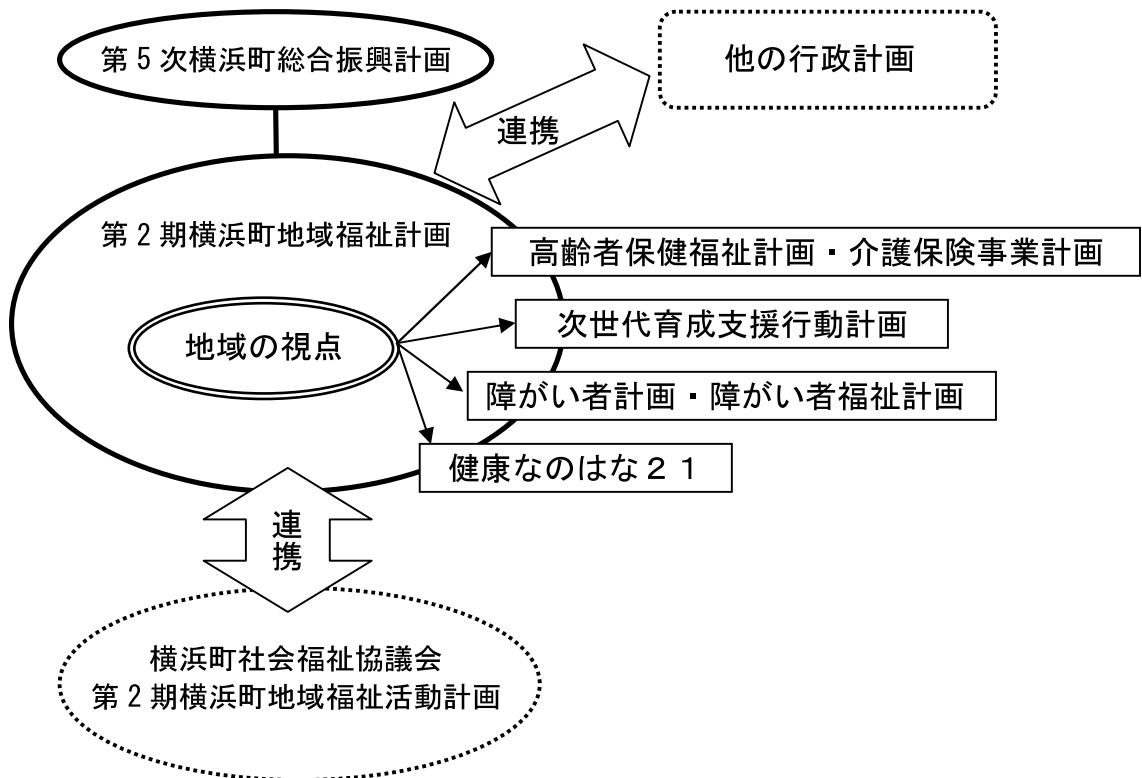
5 地域福祉の担い手とは

地域福祉は、その地域に住んでいる人、働いている人、学校に通学している人、活動している団体など、「地域で生活し、活動している全ての人」が推進の担い手です。

具体的には、地域住民、町内会、一般企業、商工会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、ボランティア団体、学校、農協・漁協、社会福祉法人、民間事業者や横浜町で働く人などです。

6 地域福祉計画の位置づけ

横浜町総合振興計画の福祉施策として高齢者・障がい者・児童など分野別の施策に取り組んでいますが、地域福祉計画は、これら施策を地域福祉の視点から総合化するものであり、対象者や分野に関わりなく、福祉の観点から町民の生活支援をめざす基本計画となります。



7 計画期間

平成25年度から平成29年度までの5年間とします。なお、計画は必要に応じて見直しをおこないます。

Ⅱ 横浜町の地域福祉の現状と課題



1 横浜町の概要

(1) 位置・自然環境

横浜町は本州最北端の下北半島の首位部（東経 141° 15′ 07″ ・北緯 41° 04′ 50″ ）に位置し、北はむつ市、東は六ヶ所村及び東通村、南は野辺地町と接し、西は陸奥湾に面した面積 126.55 Km² の臨海山村で、県都青森市から自動車で約 1 時間 30 分の距離にあります。町名のいわれは、昔、海路が経済の中心であった頃、海上から見た当地は横に平らで長く見えたことから「横平」と呼ばれ、「横浜」と転じたとされています。気象は、西風が強く 11 月～3 月の平均風速は約 7.1mとなっています。5 月～6 月は「やませ」と呼ばれる偏東風が気温を下げ、特に農作物への影響が大きくなっています。

図表 1 横浜町の位置



(2) 沿革

下北半島は、古くは陸奥国糠部郡宇曾利郷と呼ばれ、江戸期には南部藩の直轄地とされていました。明治 22 年（1889 年）市町村制施行により「横浜村」と立村され、以来 12 代村長によって施政がおこなわれましたが、昭和 33 年（1958 年）町制を施行し、「横浜町」となり、現在に至っています。

(3) 産業

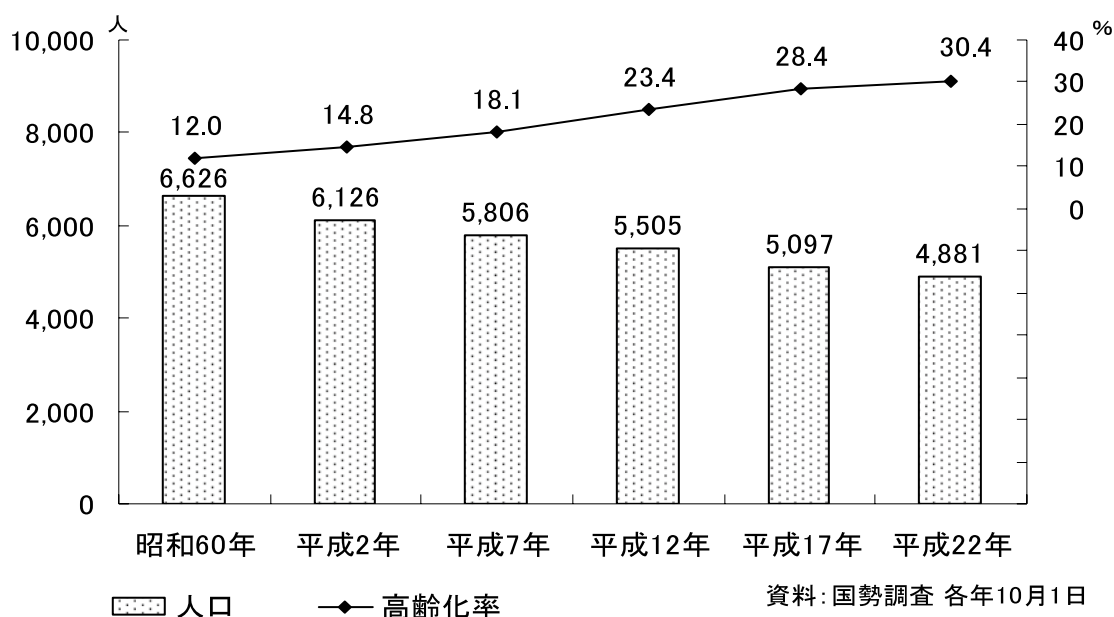
横浜町は第 1 次産業の農業・漁業を基幹産業とする半農・半漁の町です。産業別就業人口の推移は、昭和 40 年には第 1 次産業従事者が全就業者数の約 72%を占めていましたが、昭和 50 年あたりから第 1 次産業から第 2 次産業、第 3 次産業へとシフトしてきています。漁業では、昭和 50 年頃にナマコをヒバ樽につめて冬季限定で出荷したところ、県内外で人気を集めたため、平成 4 年には「横浜なまこ」を町の魚に指定し、ブランド化を進めているほか、湾内漁業という性格からホタテの養殖が盛んにおこなわれてきました。また、農業の形態は、水稻・畑作野菜の複合経営と畜産が主であり、酪農については専門化がなされています。特に「菜の花」の作付面積は約 120 万㎡を誇り、観光資源とするほか、菜の花を利用した商品も数多くあります。

2 人口と世帯

(1) 人口

人口の推移をみると、昭和60年には6,626人でしたが、25年間で1,700人以上が減少し、平成22年には4,881人となっています。このような状況の中で、高齢化率（65歳以上の人口の割合）は増加しており、平成22年は、30.4%となっています。

図表2 人口・高齢化率の推移



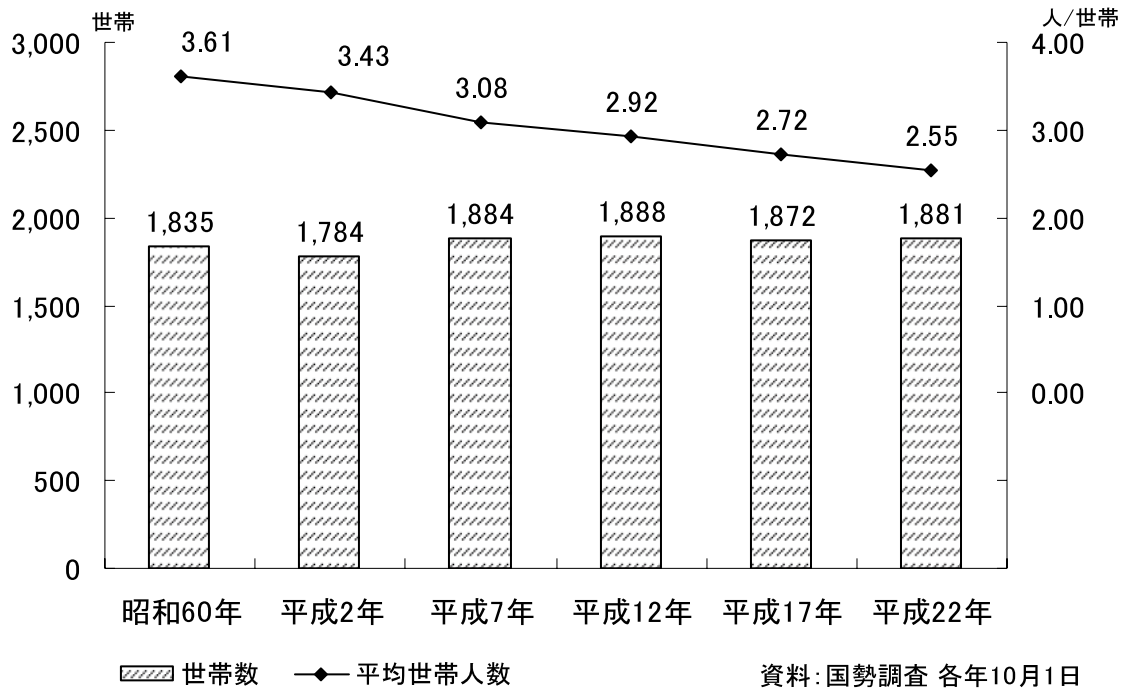
一方、0～14歳の人口割合も平成22年では563人、全人口の11.5%を占めていますが、平成12年の時と比較すると約200人程度減少しています。

このように、高齢者人口の増加、幼年人口の減少による少子高齢化という状況がすすんでいます。横浜町の活力の衰退につながっています。また、全人口の約19%は一人暮らしの老人です。

(2) 世帯

世帯数の推移をみると、平成7年以降、横ばいで推移しています。一方、人口減少が続いているため、1世帯あたりの平均世帯人員は、減少傾向にあり、平成22年は、2.55人/世帯となっています。

図表3 世帯・平均世帯人員の推移



このような状況の中で、もう一つ大きな問題があります。それは少子高齢化の結果、高齢者のいる世帯が増加していることです。平成22年では1,015世帯、全世帯の54%にあたります。さらに問題は高齢者の一人暮らし世帯、高齢者夫婦のみの世帯の増加です。この2つは合計で450世帯、全世帯の約24%に及び、10年前に比べ100世帯以上増えています。また、ひとり親世帯数も増加傾向にあります。

安全・安心な暮らしをどのようにつくるか。この実情にどのような処方を行っていくのか重要な地域の課題といえます。

(3) 人口予測

横浜町における人口の減少傾向は今後とも続き、平成47年には2,888人になると予測されています。しかも、高齢化率の割合も増加します。

図表4 人口予測

	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
総人口	4,349人	3,969人	3,583人	3,222人	2,888人
高齢化率	36.2%	40.1%	41.5%	42.2%	44.0%

資料：「日本の市区町村別将来推計人口」（平成20年12月推計）

3 横浜町の福祉施策の現状

(1) 児童福祉施策

平成 23 年の学齢前児童数は 182 人となっています。昭和 60 年と比較した場合、32%も減少しています。

図表 5 学齢前児童数の推移

昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
562 人	324 人	313 人	262 人	178 人	171 人	175 人	182 人

資料：上北地方福祉事務所

一方、保育所等整備状況をみると、学齢前児童数 182 人に対し、公立、民間施設はそれぞれ 1 か所ずつ整備され、その定員は 130 人、普及率 71.4%となっています。

また、入所率は公立 80.0%、民間 96.7%、合計 87.7%となっています。

図表 6 保育所等設置数及び入所状況等一覧

学齢前 児童数	整備状況		普及率	入 所 現 員				入 所 率		
	施設数	定員		3 歳未満	3 歳	4 歳以上	計	公立	民間	計
182 人	2	130 人	71.4%	40 人	25 人	49 人	114 人	80.0%	96.7%	87.7%

資料：上北地方福祉事務所

(2) 高齢者福祉施策

要介護（支援）認定者数、認定率（2号被保険者を含む要介護（支援）認定者数に対する1号被保険者の割合）とともに、平成 21 年以降増加しており、平成 22 年は 306 人（19.5%）となっています。これは青森県よりも 0.6%、全国よりも 2.3%高くなっています。

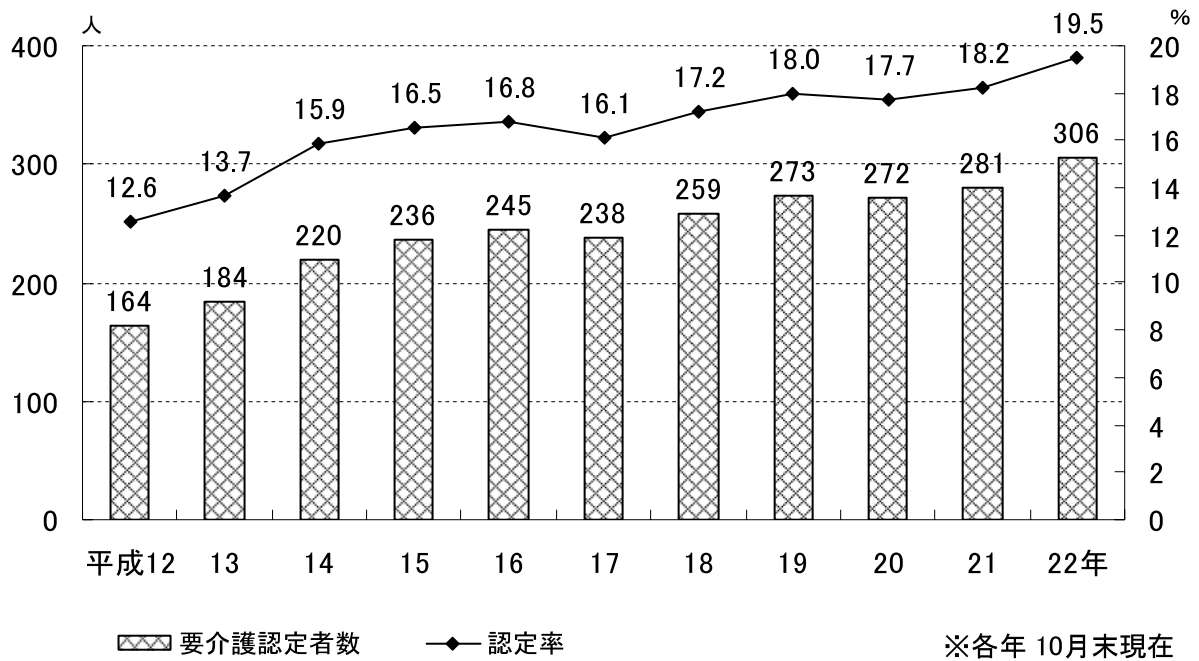
このような動向の中、高齢者施策は、平成 12 年 4 月から始まった介護保険制度の基盤整備、啓発・浸透が進み、身近な地域で、通所サービスや訪問介護等のサービスが必要な時にいつでも受けられるようになりました。さらに、介護保険法の大規模な改正により、平成 18 年度から“介護予防”を重視した取り組みがおこなわれています。

介護保険制度のほか、一人暮らし高齢者向け事業などの高齢者福祉サービス、健康維持・管理を支援する保健サービスを実施しています。

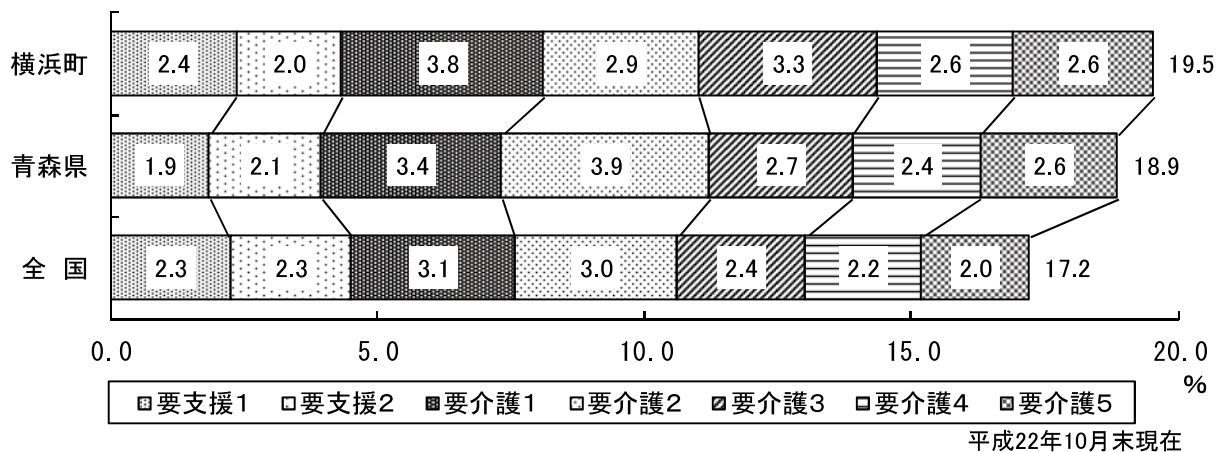
介護が必要な人が、適切にサービスを受けられるとともに、できるだけ介護を必要としない様に、介護予防の推進が求められています。

現在、「在宅介護支援センター」が1か所整備されています。

図表7 要介護認定者数と認定率の推移



図表8 第一号被保険者に占める要介護（支援）認定者の割合（県・全国との比較）



(3) 障がい者福祉施策

身体障害者手帳所持者は平成 24 年度 301 人となっており、年度別にみても大きな変化はありません。その内訳をみると肢体障害が最も多くなっています。また、等級別にみると 1 級が最も多く全体の 3 割以上を占めています。愛護手帳所持者は 64 人となっています。精神障害者保健福祉手帳保持者 26 人などとなっています。

このような実態の中、障害者自立支援法の制定に伴い、「第 2 次障害者計画・障害福祉計画（平成 19 年 3 月）」を策定し、障害の種別（身体・知的・精神）にとられない一元化的なサービスを提供しています。

当町には現在、障害者自立支援法による障害福祉サービスとして居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所の 4 つ（平成 24 年 4 月現在）が提供されています。しかしサービスを提供する事業者等が十分でないことから、町外の事業者と連携を図りながら、サービスの充実を図る必要があります。また、障害のある人の障害特性など、一人ひとりの状況に合わせた支援が求められています。

図表 9 障害種別・身体障害者（児）手帳所持状況

視 覚	聴覚・平衡機能	音声・言語機能	肢体不自由	内部	合 計
21 人	17 人	1 人	188 人	74 人	301 人

資料：上北地域県民局 地域健康福祉部 平成 24 年 3 月 31 日現在

図表 10 等級別・身体障害者（児）手帳所持状況

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
児童(18 歳未満)	1 人	—	—	—	—	—	1 人
者(18 歳以上)	110 人	50 人	38 人	66 人	17 人	19 人	300 人

資料：上北地域県民局 地域健康福祉部 平成 24 年 3 月 31 日現在

図表 11 愛護手帳（知的障害者）交付状況

児童（18 歳未満）	者（18 歳以上）	合 計
7 人	57 人	64 人

資料：上北地域県民局 地域健康福祉部 平成 24 年 4 月 1 日現在

図表 12 精神障害者保健福祉手帳所持状況

1 級	2 級	3 級	合 計
11 人	9 人	6 人	26 人

資料：上北地域県民局 地域健康福祉部 平成 19 年 3 月 31 日現在

図表 1 3 障害程度区分別人数（介護給付利用者のみ）

区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
0 人	5 人	5 人	3 人	2 人	2 人	17 人

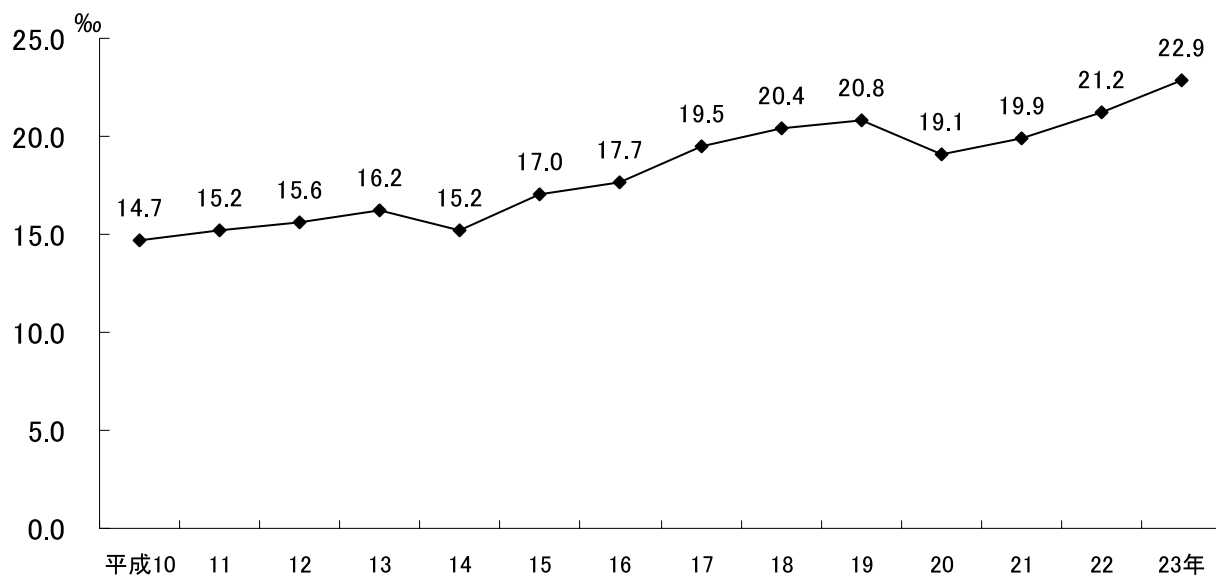
資料：障害者自立支援給付状況報告 平成 19 年 3 月 31 日現在

（４）生活保護等

生活保護は、病気や失業などで生活困窮におちいった場合、国が定めた一定の基準（保護基準）に従って最低限の生活を保障し、自立した生活ができるよう援助する制度です。生活保護には、生活・教育・住宅・医療・出産・生業・葬祭・介護の 8 種類の扶助があり、福祉事務所のケースワーカーが相談・援助に携わっています。

保護率は、増加の一途をたどっており、特に高齢・単身世帯が被保護世帯となっています。国の自立支援プログラム等により、一人ひとりの特性に応じた支援をしていく必要があります。

図表 1 4 保護率の推移



‰(パーミル)：人口千人対

図表 1 5 被保護世帯数と世帯類型（平成 22～23 年度）

被保護世帯数	世帯類型									
	高 齢			母子	傷病・障害			その他		
	単身	2人以上	合計		単身	2人以上	合計	単身	2人以上	合計
87	48	5	53	1	21	8	29	2	2	4

資料：上北地方福祉事務所

(5) 地域福祉活動

地域福祉活動は、民生委員・児童委員による相談・助言・情報提供などの活動をはじめ、社会福祉協議会、各種地域団体、ボランティア団体などによる取り組みなど、地域を基盤とした活動が展開されています。

特に今後、社会福祉協議会が活動の核を担うことになるのは当然ですが、それとともに、様々な住民ニーズに対応したきめ細やかな体制を充実させていくには、行政と民間を結ぶ中間支援組織の整備も課題となります。

「社会福祉協議会」とは

社会福祉協議会は、従前から地域福祉推進の中心的な機関として活動・事業を展開してきましたが、平成 12 年の法改正により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明確に位置付けられ、公共的な性格を持つ民間組織として、より一層中核的な役割を担っています。

また、本計画の推進にあたって、住民や各種団体、行政の調整役として、様々な方面で公民のパートナーシップを支える役割を担うことを期待されます。

4 住民の福祉に対する意識の把握

第2期横浜町地域福祉計画の策定と連携し、横浜町社会福祉協議会でも第2期横浜町地域福祉活動計画を平成24年度に策定しました。

その一環として「福祉のまちづくり意識調査」を実施しました。ここではその骨子について整理しました。

(1) アンケート項目

アンケート項目は以下の概要に示します6つの柱から構成しました。

発送数500、回収数432、回収率は86.4%になりました。

(2) 概要

① 回答者の基本的属性

- a 回答者は「無職」及び「農業」を主たる職業とした60歳以上の「女性」主体の構成となっている。
- b 横浜小学校区に30年以上居住する3人以上の世帯の方からの回答が多い。

② 近隣関係について

- a 日常的・常識的な範囲を超えない程度の「近隣関係」を保持している。
- b 従って、困っていることも「ない」とする割合が高い。
- c しかし、困り事に対して相談する相手として信頼のおける「知人・友人」がその対象となっており、役場、区長、民生委員等の公的あるいは公人に対する要望は低い。

③ 社会福祉に対する認識と重点施策について

- a 「福祉サービス」の充実度は、前回調査に対して「思う」とする割合が12ポイント以上上昇しており、役場、社協等のその間の政策、活動が認知されていると考えられる。
- b 「社会福祉」に対する基本的考え方として「みんなで暮らしやすい社会を築くこと」が最も高い一方で、「社会的弱者を援助すること」とする旧来の考え

方を持つ住民も依然として多い。このような意識を高める手段として「子どものころからの教育」とする割合が半数を占める。東日本大震災以降注目されている「町内会各種団体等による活動を活発にする」の割合も 19%を占める。

- c 「お年寄りの幸せを高める」ために必要な取り組みとして「(一時入所)等の在宅での介護保険事業の充実」が最も重要項目として位置づけられている。前回調査では「病院、リハビリ施設等の整備」が最重要であった。「重要と思う項目」として「年金を増やす」、「相談支援事業」が指摘されている。前回調査と比較すると「年金」とする割合がわずかであるが増加している。
- d 「子どもの幸せを高める」ために必要な取り組みとして「親の教育」、「福祉教育の充実」という「親子」に対して教育の充実を指摘する他、「近所、地域のかかわりや援助」も位置づけられており、「地域社会」で育むという視点も重視されている。
- e 「障がい者の幸せを高める」ために必要な取り組みとして「経済的な安定」、その基礎となる「働く場の提供」が 40%を超える。この数値は前回調査に比べて 14 ポイント以上増加している。また、「障害に対する正しい理解」及び「相談支援事業」も重要なものとして指摘されている。
- f 「母子・父子家庭の幸せを高める」ために必要な取り組みとして「経済的な安定」が最も重要と思う項目と位置付けられるが前回調査に比べ 20 ポイント以上増加している。また、「親が病気した時の援助」、「相談支援事業」も重要なものとして指摘されている。

④ 生活設計について

- a 80%以上の方が「不安」としており、その背景として「自分や配偶者が病気になったときのこと」と「経済的なこと」の2項目に集中している。
- b 前者の「病気」になった場合、「病院や福祉施設で世話をしたい」が最も高い。一方、後者の「経済的なこと」では、その不安を払拭するために 70 歳位まで仕事をしたいという割合が 70%を超える。

⑤ 社協活動の認知度・期待と参加・活動意向について

- a 社協の認知度は、66.7%であり、前回調査より 3 ポイント程度上回っている。

その認知の契機も「社協が実施する事業やサービスを受けて」とする割合も同様に3ポイント程度上昇している。地道な日常的活動がこの傾向を示す大きな要因になっていると考えられる。

b 上記のような状況を反映してか、「会員制度」の認知度も70%以上「知っている」とし、1,000円の会費金額についても「妥当」とする割合は75%と前回調査に比べ5ポイント程度上回る結果となっている。

c 社協事業の状況・・・上位項目の一覧

認知度	参加・事業利用	継続・拡充意向
<ul style="list-style-type: none"> ・社協だより ・共同募金運動の推進 ・高齢者生きがいと健康づくり事業 ・横浜町老人福祉センター管理運営 ・介護予防訪問介護事業 ・介護機器整備貸付事業 ・よこはま児童センター管理運営 ・居宅介護支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同募金等の推進 ・横浜町老人福祉センター管理運営 ・ほのぼのコミュニティ 21 推進事業 ・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 ・社会福祉大会等の開催 ・介護予防普及啓発活動 ・福祉団体指導並びに助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生きがいと健康づくり事業 ・介護予防訪問介護事業 ・居宅介護支援事業 ・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 ・中高年福祉活動体験 ・外出支援サービス事業 ・障害福祉サービス事業 ・訪問理美容サービス事業

d 「あなたがやってみたいこと、できるもの」をみると、「友愛活動」、「買い物や用足し掃除等の軽度の援助」、「募金活動や協力」、「子供の健全育成のための活動」が上位4つの活動として提示された。

⑥ 福祉行政に対する意向について

a 「国や自治体による制度の強化」及び「町内会支援、推進組織の強化」が地域福祉を進める上で必要な事項として指摘される。特に、前回調査に比べ前者の項目の割合は25ポイント以上上回っており、個人、地域側の支援の限界を示している。

b 横浜町が取り組むべき福祉施策として「福祉サービスの情報提供」、「相談できる窓口の充実」、「働ける職場づくり、職業の紹介」が要請されている。

c 回答者の52%が「サービス水準は維持するべきだが、不要なサービスについて縮小・削減し、応分の費用負担にすべき」としている。

【自由意見】横浜町社会福祉協議会へのご要望やご意見

サンプルNo.	ご意見・ご要望
14	社協の地域福祉の推進事業に参加して見たいと思っております。どうしたら参加出来るのかと迷っておりました。
17	「公明正大」であって欲しい
21	社協の事業の多さにビックリしました。少ない職員でよくやっているなあと感心いたしました。職員のみな様は、働きやすい環境の中でお仕事されているのでしょうか。そして仕事にみあった給料をいただいているのでしょうか？住みよい地域社会をめざすために地域の私達がやらなければいけないことは何なのか考える機会になりました。有難うございました。
28	車イス等の貸出の簡素化
34	いつも地域の福祉活動ご苦労様です。横浜町は元気な方が多く、老人クラブの活動がとてもさかんでよいと思います。事務局の方々の業務内容は大変ですが、皆さんの為がんばって下さい。
43	ふれあいセンター温泉を民間経営に出来ないのか。極力、赤字にならない運営を。
45	アンケートを、一生懸命書きました。一生懸命目を通して下さい。
58	これからもがんばって下さい。
64	社会福祉協議会の事あんまりよくわからないので別にありません
71	もう少し簡単にならないものか。
84	年々人口が減少している横浜町なので数年後には高齢者ばかりの町になってしまうと思います。福祉施設の充実で若い人の働き口と老人の手厚い介護が出来ると思います。
86	これは、できればの案ですが、福祉サービスの費用負担が会費だけでは、足りない場合、みんなのお金の負担を減らすため、リサイクルや、ネットオークションなどを利用し、地域の人に声かけして、不要なものなどを提供してもらったらどうか。 町のお店や施設などに一年中募金箱を置くとか。 ボランティア(学生も含む)の活発化とか。(人が足りないとき)
90	町民が1人1人遅かれ早かれご厄介になるのだから無視は出来ないと思う。今以上に発展的でなければいけないのではないかと？

サンプルNo.	ご意見・ご要望
93	<p>町担当課と深く連携を取り、要介護者の確認等的確に行う。場合によっては助成金(?)等の上乗せも必要ではないか。</p> <p>現在は町と大きくかけはなれているように思われ、社協だけでは対応しきれない所も多々あるように思われる。</p> <p>まだまだ金銭面のことを町に働き掛けるべきではないか。</p>
105	<p>高齢になり、老人クラブを脱退した老人を敬老会や発表会などの見物などがあればいいと思います。</p>
117	<p>私達、老後、明るく、幸せに暮らせるように、社会福祉協議会には、頑張ってください。</p>
150	<p>スーパーがないので買物が不便</p>
155	<p>今の所ナシ</p>
166	<p>むずかしかったけどいつもありがとうございます</p>
197	<p>今後も活動願います。</p>
220	<p>今現在社協の活動が把握出来ませんが、福祉施策を考えているなら、今ある福祉施設に協力してやれば良いのでは</p> <p>問 25 の質問について</p> <p>問いただく年齢によって、回答が異なると思うので今回は、無記入にしましたが、もし、私が高齢になり、その立場になれば別です。必要と感ずるもの、してもらいたいことは複数あります。</p>
222	<p>職員が何人いるのか、どういう方々がいるか、分からない。活動内容等も良く分からない。</p> <p>※アンケート用紙は無記名になっているが、配布、回収で個人が特定できるようになっていて、無記名の意味がないと思われます。</p>
243	<p>横浜町の為にがんばってください。</p>
251	<p>やる人の自己満足で終わらせないようにして欲しい。子供がいますが、将来的に町にいと不安を感じる。せっかくのアンケート、無意味にならないようお願いします。</p>
253	<p>問 24 について</p> <p>もう一度考えて下さい。そのためにはやはり町内でも役割が必要となります。広報を届けるだけが係の仕事ではものたりないですね。</p>
260	<p>高齢者、一人暮らしの人が多くなる中、地域の皆が楽しく集まれる話し合う場が多くなればと…</p>

サンプルNo.	ご意見・ご要望
266	<p>社協だけでなく、各町内会リーダーだけでなく、町内全体としてとらえるのであれば、得意分野別に協力要請や会議（協議）を設けたらどうか？</p> <p>例. 婦人会、各青年部会、消防団、その他関係機関等</p>
268	<p>すべての住民が満足する福祉でなくても、ほんとうに困っている人に充分、提供出来るサービスの充実を望みます。</p>
311	<p>70才以上の老人入浴料の無料サービスがあるが、時間制限や曜日制限を撤廃してほしい。</p>
313	<p>実年教室の内容が本当に効果があるのか疑問。屋外での教室等も実施した方が良いのでは？（園芸講座とか？）趣味につながるようなものも良い。</p>
343	<p>社会福祉協議会の全職員の名前と顔写真を広報等で紹介。</p>
355	<p>今行っている事業等は大変すばらしい内容だと思います。今後とも横浜町の為にがんばって下さい。</p>
359	<p>催し物がある時は、バス等で本町までお年寄りを輸送していると思うが、どうしてもそれ以外の北・南の住人は、表現が難しいが、不利、不便さを禁じ得ないと推測します。田舎だから仕方が無いと言えばそれまでですが…。</p> <p>各施設（温泉、図書館、公民館等々）が本町に集中しているので、気軽に行けない不便さがお年寄り障がい者の方にはあると思う。行政にも問題がある。</p>
361	<p>出費の多い世の中で、介護福祉のサービスは良くなっても、お金の心配がつきないから、お金がなくても普通に暮らせる町づくりをお願いしたい！（みえをはらなくてもすむ）</p>
378	<p>特にありませんが、これまでどおりの政策にて期待をいたします。</p>
379	<p>このアンケートは、郵送で送られても、記入できないお年よりがいっぱいいいと思います。聞き取り調査も必要とする人がいっぱいいいと思いますか？</p> <p>ただ送ればいいの話しではないと思います。きちんと回収できなければ意味がないです。</p> <p>いつも思うことですが、なげやりな感じで本当の集計の実態はつかめなと思います。</p> <p>福祉にたずさわる人がどうして配慮ができないのですか？</p>

サンプルNo.	ご意見・ご要望
	町内会なり統計調査のように各家をまわって少しでも実態をつかめるアンケートをするべきです。
381	問 24 の事業等について、知らない事業が多い。アピールが必要と思います。
391	横浜町福祉活動の中心となる団体としてのさらなる体制の充実をめざしてほしい。
394	横浜町のため、これからも、がんばって下さい。
397	保育所の運営（町立保育所を早く民間に渡すようになれば良いと思う。）※ちどり保育園と同じ経営者でない方が良いと思う。
407	今までどおりにこれからもがんばって下さい！！
408	問 24 でシルバー人材を上げましたことは、介護認定受けてない方が、怪我などで不自由になった時掃除やその他また高齢者宅の草取りなど困った話は沢山聞きますので
413	職員が少ない中でこれだけの事業を実施するには無理がある 役場や公民館が本来しなければならない事業まで引き受けている気がする 社協の皆さんが心にゆとりを持って仕事が出来ますよう願っています
427	子供達もいそがしいし、バスで通うのも大変。病院に容易に通えるように社協で取り組んでほしい。

Ⅲ 第2期横浜町地域計画の基調



1 横浜町が地域福祉計画でめざすもの

(1) 計画の基本理念

本計画は、平成 20 年 3 月に横浜町地域福祉計画策定委員会での議論や提言、さらには多くの町民の方からの声を反映して策定した第 1 期の地域福祉計画―地域での共育の安心まちづくり計画―の理念を踏まえながら第 2 期横浜町地域福祉計画を策定します。

その立案に当たっては次の 3 点に十分配慮した計画とします。

① 福祉における人権の確立

町民の方々の意識の中にもまだまだある福祉はいわば「施しをする」という恩恵の福祉ではなかったでしょうか。わかりやすく言えば上下関係の福祉です。本計画ではそれを改め、福祉を受ける人の権利として自分が選択をして福祉を利用する、いわば対等の関係にする。この考え方を徹底します。

② 総合性を確保

日本の社会福祉は法律に基づき施策が進められてきました。したがって、法律や制度の谷間に落ちたニーズは十分に把握できません。縦割りの下にある共通の基盤的なものに対する関心が現れてきませんでした。

本町のような小規模な自治体では、このような考え方では対応できません。全員参加、総意の結集、思いの共有が必要なのです。この考え方を積極的に導入します。

③ 地域福祉の充実

福祉サービスの基本は地域において地域の人々の参加によって、ニーズに対応していくということが基本です。そして、それらの意志に基づく行動が横浜町らしさを持ち、次の世代へと伝わっていく。それが継続的につながっていった成果が、まさに福祉の文化であり、横浜町の地域風土につながると考えます。長期的、継続的視点に「眼」を置き策定します。

このように第2期横浜町福祉計画は、新しい価値観の下で、それを納得し、共有しながら地域福祉の新しい模範に基づき策定することを目指します。

そのための基本理念、それを実現するための基本目標を次のように設定します。

基本理念

**「横浜町で共に生きる
新しい社会づくりをめざして！！」**

(2) 計画の基本目標

基本目標として次の4点を設定します。

1. 支援を必要とする人が身近な地域の中で自分にあった福祉サービスが利用できます。
2. 町民参加のまちづくりを進めます。
3. 生涯にわたる健康づくりを総合的に推進します
4. 町民・事業者・行政の協働により計画を推進します。

すなわち、ここで立案される「第2期横浜町地域福祉計画」は、実行されるであろう福祉活動を通じて地域を、横浜町を活性化させるものとして積極的な視点で捉えていくことが強く訴えられるべきであると思います。

そして、以上のような考え方を一つの言葉で表すと

「ソーシャル インクルージョン」

というワードに集約されるでしょう。

この言葉は「ともに生きる社会づくり」という意味です。

2 前期計画の評価と地域福祉の課題

町民アンケート調査（福祉のまちづくり意識調査）、横浜町社会福祉協議会が主催する「住民会議」などでの意思交換の場から以下の通り課題を整理できます。

（１）地域福祉の課題

- 「福祉サービス」の充実度は「充実している」と思う割合が高くなっており、役場、社協等のその間の政策、活動が認知されています。
- 「在宅での介護保険事業の充実」が最も重要項目として位置付けられました。これは前回の「病院、リハビリ施設等の整備」からの転換となっています。
- 「経済的安定」が新たなニーズとして住民の中から強く望まれています。コミュニティビジネス、お年寄りでもできる「仕事化」が必要となっています。70歳位まで仕事をしたいという割合が70%を超えることに表れています。
- 「町内会支援、推進組織の強化」が地域福祉を進めるうえで必要な事項として指摘されています。
- 情報提供、相談できる窓口、職場づくり・紹介などへのサービス提供が強く望まれています。

以上のような諸点の中でも「経済的安定」が今後の地域福祉の最大の課題といえます。

（２）まちづくり全般

地域福祉の現状と課題に示したような実態、特に少子高齢化の動向は町内に働く場が少ないこともあり、働き盛りの人口が減少し、まちの活気が減衰しています。また、これまでのまちづくりの主流が企業誘致や観光開発などを中心に進められてきたが、いまではその展望が開ける状況になりにくくなっています。この動きは横浜町に限ったことではないのですが、この結果、身近な自然環境に負担をかけるだけでなく、経済優先の社会においては町民相互の精神的ゆとりや人々のきずなさえ失っていくことにもつながっています。改めていま指摘した諸点の改革が必要になっています。

さらに、このような帰結として、横浜町の財政にも影響を与え、福祉分野への充当が厳しくなっています。今後益々この傾向は強くなると思います。公助、自助、共助のうち後二者の在り方がいま問われています。

3 施策の体系

先に示した第2期横浜町地域福祉計画の基本理念「横浜町で共に生きる、新しい社会づくりをめざして！！」という基本理念の実現に向けた取り組みを体系的に整理したものが図表 16 です。

図表 1 6 施策の体系

1. 支援を必要とする人が身近な地域の中で自分にあった福祉サービスが利用できます。	
1-1. 福祉サービスを上手に利用できる仕組みづくり	1-1-1. 相談支援・情報提供体制の充実 1-1-2. 権利擁護の充実 1-1-3. 苦情解決の仕組みの推進
1-2. 多様なサービスが地域で育つ環境づくり	1-2-1. 福祉人材の発掘・育成・支援 1-2-2. 人財バンクの創設 1-2-3. 横浜町社会福祉協議会の強化・充実
1-3. 福祉サービスの質の向上	1-3-1. 地域の福祉ニーズの調査・把握 1-3-2. 社会福祉援助の専門性の強化
2. 町民総参加の福祉のまちづくりを進めます。	
2-1. 個人の技や知恵を地域に活かします	2-1-1. コミュニティビジネスや福祉企業の支援 2-1-2. ボランティア貯金の検討
2-2. 住民一人ひとりの参加と協力の促進	2-2-1. 社会のニーズに対応した地域福祉の推進 2-2-2. 福祉教育の充実 2-2-3. 活動・参加の機会の提供づくり
2-3. 「手触り感」があるまちづくりの推進	2-3-1. コミュニティを単位とした地域再生へ 2-3-2. 地域協力活動の実践 2-3-3. お年寄りから子どもまでの居場所づくり
3. 生涯にわたる健康づくりを総合的に推進します。	
3-1. 健康づくりの推進	3-1-1. 「元気づくり」を定着します 3-1-2. 一次予防、重症化に予防を重点化します
3-2. 安全・安心に暮らせる環境の創造	3-2-1. 公共施設などのバリアフリー化等の促進 3-2-2. 地域防犯・交通安全対策の強化 3-2-3. 身近な快適環境の推進
3-3. 災害に強いまちづくりの推進	3-3-1. 災害に備えた体制づくりを推進 3-3-2. 災害時要援護者対策の確立
4. 町民・事業者・行政の協働により計画を推進します。	
4-1. 住民参加を基本とした具体的な実践の推進	4-1-1. 推進体制づくり 4-1-2. 進行管理の仕組みづくり

IV 基本施策



1 支援を必要とする人々が身近な地域の中で自分に合った福祉サービスが利用できます

(1) 福祉サービスを上手に利用できる仕組みづくり

(1) -1 相談支援・情報提供体制の充実

福祉サービスの利用にあたっては、単にサービスメニューが充実しているだけでは不十分であり、支援を必要としている人とサービスとの橋渡しをする相談機能の充実が重要です。地域包括支援センター等公的機関の相談窓口の充実に加え、民生委員・児童委員、ケアマネージャーやサービス提供事業者や施設等の相談員等による相談支援体制の充実も不可欠です。さらに隣近所や友人・知人など、地域住民や町民同士の相談も大きな力となることが期待できます。

① 相談体制の充実

各分野の相談窓口・機関の充実を図るとともに、PRが重要です。

〔取組・方針〕

○ 相談窓口の拡充・PR（町）

- ・ 広報等を活用し、相談窓口のPRを進めていきます。
- ・ 健診、各種教室での催し物や、老人クラブなど高齢者が集まる機会を利用し、PRを行います。
- ・ 地域包括支援センター等の専門的な相談窓口のネットワーク化を図ります。
- ・ 健康福祉課、教育委員会等との連携の強化を図ります。
- ・ 町の人口・世帯配置を勘案し、活動している20人の民生委員・児童委員の適正な配置を行います。

○ 職員資質の向上（町、社協、事業者）

- ・ 各分野の相談担当専門職員の充実、育成や研修の機会を充実します。
- ・ 事業者や施設等に対しては各種研修の情報提供を充実します。

② 情報提供の充実

相談窓口の充実とあわせて、いつでも入手しやすく、分かりやすい情報提供が重要です。また、各種サービスの選択にあたっては客観的かつ一定の基準に基づく

情報が重要となっています。

〔取組・方針〕

○情報の充実（町）

- ・相談窓口ガイド、各種サービスガイドブックなどを作成し、分かりやすい情報提供に努めます。
- ・広報の活用などにより誰でもが入手しやすい情報提供を行います。
- ・健診、各種教室などの高齢者が集まる機会を利用し、多くの人に分かりやすい情報を伝えていきます。

○第三者評価の推進（町、事業者）

- ・第三者評価の推進を図り、その結果を公表し、情報提供を行います。
- ・第三者評価を受ける事業者等に対する支援を検討します。

（1）-2 権利擁護の充実

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が低下した人に対して、各種サービスの利用や契約関係の支援を行うなど、権利擁護の充実が求められています。また、振り込め詐欺や悪徳商法から、高齢者等が被害に遭わない対策が求められています。

〔取組・方針〕

○成年後見人制度推進機関の設置（町、社協）

- ・成年後見制度を必要としている町民が適切に利用できるような、主体の機関の設置を検討します。

○消費者被害、高齢者虐待防止等に関する意識の普及啓発（町、社協）

- ・広報などの他、出前講座などの機会を活用します。
- ・町民を対象とした講習会を定期的を開催します。

○相談窓口のPR（町、社協）

- ・広報紙、各種教室等を通じたPR活動を推進します。

（1）-3 苦情解決の仕組みの推進

福祉サービスのメニューや量的な充実とあわせて、サービスの質の向上が求めら

れています。そのため、福祉サービスに対する苦情や意見を幅広くくみ上げる仕組みや、関係機関及びサービス提供事業者と連携が重要です。

〔取組・方針〕

- 苦情相談窓口等の PR（町）
 - ・ 広報等の活用により、苦情相談窓口の PR を行います。
- 苦情や利用者の声を反映させやすい仕組みの充実（町）
 - ・ 利用者の声をサービス改善につなげる仕組みを充実します。
- 関係機関との連携（町、社協、事業者）
 - ・ 町、社協、事業者が連携し、苦情窓口の整備・拡充を図ります。

（２）多様なサービスが地域で育つ環境づくり

（２）-1 福祉人材の発掘・育成・支援

福祉の現場を支える人材の不足が全国的な課題となっています。各種活動を通じて福祉人材を育成していくことは、地域福祉の担い手を育てるだけでなく、介護保険などのサービスの担い手となることも期待できます。このため町民生活に密着した NPO や生活の知恵をもっている高齢者、さらにはボランティア団体などが福祉サービスの担い手となり、質の高い活動、事業の展開が図れるよう、研修や技術力の向上、資格取得支援などの側面から支援を図っていくことが重要です。

〔取組・方針〕

- ボランティアをきっかけとした福祉人材の育成（町、社協、事業者）
 - ・ 各種ボランティア講座や福祉施設でのボランティア体験などを通して、福祉の仕事に関心をもった人材の育成を図ります。
 - ・ 特に、様々な長い生活体験の中で生活の知恵をもつ高齢者などの資格取得支援などを進め、福祉人材化を進めます。
- 福祉サービスを提供する NPO 等の育成・支援（町）
 - ・ 町内に存在する NPO や活動を始めようとしている団体等の発掘を進め、地域の福祉サービスの提供者の一員となれるように積極的に情報提供をするなど、側面的な支援をおこなっていきます。
- サービス事業者等との連携の強化（町、事業者）

- ・ 町内で提供されている福祉サービスの質の向上を図るため、事業者連絡会などのネットワーク・連携の強化を図ります。

(2) -2 人財バンクの創設

町民一人ひとりには後から草が生えない草むしりの技術、接客の技術、土木作業を30年もやってきた土木技術、人の輪をつくる技術、興味を持つような話し方の知識・技術、針仕事、子育て、経営管理など実に多彩な知恵・技術をもっています。

このような人生経験に裏づけられた知識と経験を活かして生きがいの充実、社会参加の促進とともに収入を得ることが非常に強く望まれています。

そのために、必要な仕事を望む組織・人のニーズに対して対応可能な人材（シーズ）をマッチングさせるための人財バンクが必要になっています。

〔取組・方針〕

- 人財の登録（町、社協）
 - ・ 人財バンクに登録を希望する町民に対して、保有する資格、得意なこと、やりたい仕事など個人のデータベースを作ります。
- 人財バンクの組織・運営体制の検討（町）
 - ・ どのような仕組みで具体化するのか、その仕組み、賃金配分方法、運営体制を作ります。

(2) -3 横浜町社会福祉協議会の強化・充実

社会福祉法において社会福祉協議会は地域福祉の推進役として位置付けられています。社会福祉協議会では地域福祉活動の推進、福祉ボランティアの育成など様々な町民に近い立場での福祉サービスを提供しています。さらに、今後、高齢者の生きがいと健康づくり事業、介護予防訪問介護、居宅介護支援事業などが継続・拡充意向として強い要望が示されています。

これからも地域福祉充実の視点から、社協の強化・充実が必要です。

〔取組・方針〕

- 連携の強化
 - ・ 地域福祉に関する町民サービスについては、町と社会福祉協議会と

の連携・協力をこれまで以上に進めていきます。

○ 地域福祉やボランティアの橋渡し役の充実

- ・ 上記に示した人財バンクなど活動の場を求めているボランティアと担い手を求めている町や施設等の橋渡しをするコーディネーター、活動の助言をするアドバイザー等の育成と活動の促進を図ります。

(3) 福祉サービスの質の向上

(3) -1 地域の福祉ニーズの調査・把握

町の厳しい行財政運営の中で様々な事業の効率化が求められています。一方で社協のアンケート調査結果からも明らかなように、町民ニーズは極めて多様化しています。このような状況の中で改めて福祉ニーズを把握しながら「公助」、「自助」、「共助」の役割分担を明確にする必要があります。

【取組・方針】

○ 相談窓口の充実・PR（再掲）によるニーズの把握

- ・ 広報、各種事業やイベント等の機会を活用しながら、住民のもつ課題やニーズの把握に努めます。

○ 経験やノウハウの共有の仕組みづくり（町）

- ・ 福祉ニーズをもつ人を適切な福祉サービスに結びつけることができる支援体制をつくります。

(3) -2 地域福祉援助の専門性の強化

地域福祉活動を進めていく中で、福祉人材の発足・育成と共に重要なことは、福祉サービスに従事する方々の資質の向上があります。この点の高度化、高質化を目指します。

【取組・方針】

○ 福祉に従事する専門職の資質の向上

- ・ 福祉サービス事業者を対象に研修会等を開催し、専門職の資質の向上を図ります。

○体制の強化

- ・福祉関連部署に保健師や社会福祉士などの専門職の配置に留意します。
- ・菜の花クリニック等医療機関との連携による援助体制の強化を図ります。

2 町民総参加の福祉のまちづくりを進めます

(1) 個人の技や知恵を地域に活かします

(1) -1 コミュニティビジネスや福祉起業の支援

これからの地域福祉はソーシャル インクルージョンを基本にしなければならないことは前にも述べたとおりです。しかも、福祉活動を通して地域を活性化させるものとして「福祉」を積極的な視点で捉える必要があります。そのための手段として、教育と仕事が重要です。ここでは地域おこしに結び付くような地域密着型コミュニティビジネスあるいは NPO などの社会起業を進めていく必要があります。この活動により、就業・雇用環境の厳しい本町住民の方々の年金+ α の仕事づくりを「人財バンク」と連携しながら進めます。

〔取組・方針〕

○ コミュニティビジネス研究会の発足（町、社協）

- ・ これまで横浜町では「ばっちゃん力の郷土食レストラン」と弁当サービスの仕組みづくりや、海岸清掃活動など地域課題をビジネス化する挑戦を重ねてきています。参加者、仕掛け人などの声を聞く場などを含めた研究会を組織し、検討を始めます。
- ・ どのような可能性があるのか、どのような分野に参画可能なのかをさぐります。

○ 事業計画をたててみます（町、社協）

- ・ コミュニティビジネス研究会の成果をビジネスモデルとして表現し、その共有化を図ります。
- ・ リスクを低減させるため、一挙に起業化するのではなく、社会実験的試行期間を組み入れてみます。
- ・ また、足りない資源などは外部から導入します。

(1) -2 ボランティア貯金の検討 ー地域通貨の発行ー

地域通貨とは、限定した地域の中で、参加者同士で利用しあえるものです。地域ボランティア活動に参加した場合、地域通貨で報酬を支払うことも考えられます。また、ボランティアをした時間や労力を貯金にして、将来、介護や支援が必要とな

った場合、ボランティアを受けられるなど、ボランティア貯金制度を検討します。

【取組・方針】

- 仕組みづくりの検討（町、社協、商工会、団体）
 - ・ 地域通貨発行に向けた議論の主体を形成します。
 - ・ 地域通貨発行の意味・意義を共有します。
 - ・ 地域通貨発行のモデルシステムを構築します。
- 地域通貨モデルシステムの実証実験に取り組みます
 - ・ 実証実験の評価を行います。
 - ・ 評価結果を公表します。
 - ・ 改良「地域通貨発行モデルシステム」の構築
 - ・ 横浜型地域通貨の発行

（２）住民一人ひとりの参加と協力の促進

（２）-1 社会のニーズに対応した地域福祉の推進

増加している一人暮らしの高齢者、それにとまなう孤立死や冬季対策、母子・父子家庭の増加、障がい児者の社会参画など、社会の変化に伴い、新たな課題に対する対応が求められています。また、これらの課題に対しては、身近な地域での見守りや声かけによる助け合いが大きな力となります。

【取組・方針】

- 高齢者支援（町、社協）
 - ・ 一人暮らし及び高齢夫婦のみ世帯に対する支援活動（孤立防止、緊急連絡体制の整備など）に地域と一緒に取り組んでいきます。
 - ・ 認知症サポーターの養成等を推進し、認知症に対する町民の理解や支援を求めています。
- 地縁組織から地域組織を中心とした絆づくり（社協）
 - ・ これまでの地縁組織を主体とした絆から、自治会、婦人会など地域組織への絆づくりへと改革するために、そのような活動を支援するとともに、世代間の交流を促し、これまで以上に地域のつながりを強化していきます。

- 地域住民や福祉関係者との連携
 - ・ 町は社会福祉協議会と連携し、地域に暮らす住民の他、民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、福祉のまちづくり活動を推進します。

(2) -2 福祉教育の充実

地域福祉活動を進めるためには、地域、学校、家庭が連携し、福祉教育、学習活動を促進し、誰でもが参画できるような環境整備を図るとともに、差別、偏見のない地域づくりを進めます。

【取組・方針】

- 家庭での福祉教育の推進
 - ・ ボランティア団体や福祉サービス提供事業者の連携の下で、福祉に関する学習機会の充実を図ります。
 - ・ 福祉における人材の確立を図ります。そのために必要な啓発事業、各種講座、研修会等の開催を推進します。
- 小・中学校等での福祉教育の推進
 - ・ 2012年2月1日、記録的な暴風雪により発生した大規模立ち往生をテーマとした道徳が横浜中学校で行われたように、時代を担う子どもたちが福祉の理解を促進する福祉教育を推進します。
 - ・ ボランティア体験学習を推進します。

(2) -3 活動・参加の機会の提供づくり

福祉関連イベントは多くの町民が地域福祉に関心をもち、町民同士の世代間をこえた交流の契機となることが期待できます。

【取組・方針】

- 地域福祉、交流のきっかけづくり（町、社協、町民）
 - ・ 福祉関連イベント、ボランティア体験、福祉学習会等の機会を増やし、地域で様々な世代の町民が交流できる環境をつくります。

- 町民との協働によるイベント等の開催（町、社協、町民）
 - ・ 福祉関連のイベント等の実施にあたっては、企画段階から町民に参加を呼びかけ、共同で開催していきます。
- ボランティア・NPO の力を地域福祉の推進に（町、社協）
 - ・ 社協のボランティアセンター等に登録している団体の活動概要を広く町民に紹介する体制の充実を図ります。
 - ・ ボランティアや NPO 設立のための支援機関の充実や、その活動拠点の確保のため町内の既存施設を活用した活動の場の確保を支援します。
 - ・ ボランティアを必要とする町民とのコーディネート機能の充実を図り、町内での助け合いを推進・促進します。

（3）「手触り感」があるまちづくりの推進

（3）-1 コミュニティを単位とした地域再生へ

暮らしの視点からの地域再生を考える場合、特に重要な対象となるのはコミュニティです。コミュニティは「安心して、楽しく、豊かに、そして誇りをもって暮らす」という地域課題のほとんどすべての実現にかかわるからです。

地域福祉を推進する場合も、町の福祉サービスを充実させるだけでは解決が難しい課題や早期の課題発見などに取り組むためには、「手触り感」のある自治会などの地域組織との協力・連携と福祉活動が重要です。

① お隣同士の支えあい活動の促進

地域福祉を推進するためには、お互いに顔が見えるつながりがもてるコミュニティを単位とした活動を推進していくことが重要です。

【取組・方針】

- 自治会等における地域福祉活動の促進（町、町民、地域）
 - ・ ご近所同士のあいさつや声かけ運動を広げていきます。
 - ・ 自治会における自主的なサロン活動や見守りネットワーク活動など、町民参加型の地域福祉活動を支援します。
- 地域で顔見知りになる研究会づくり（町民）
 - ・ 地域でのお祭りや運動会などのイベントを通じて、家々の家族構成、

参加できなかった人の状況確認など、交流・確認の機会を増やします。

- ・ 事業者や施設等に対しては各種研修の情報提供を充実します。

- ② 「手助けできること」、「手助けしてほしいこと」をつなぐ仕組みづくり
人財バンクとの有機的連携をもとに、町民が自分にできること、して欲しいことを互いに発見し、表明することにより、助け合う仕組みが求められています。

【取組・方針】

○ お互いに助け合う仕組みへの支援

- ・ 多くの町民が生きがいを感じながら助け合う環境づくりを進めます。
- ・ 多様な知識や経験を活かした事業展開への支援を行います。

○ 集いの場づくりを充実させます

- ・ 公共施設（小中学校、公営住宅など）、空き家など、既存のストックを活用した活動の場づくりを行います。

(3) -2 地域協力活動の実践

少子高齢化の進む本町の課題の一つとして「人」、「土地」、「むら」の空洞化、そして「誇り」の空洞化があります。それは、町民がそこに住む、住み続ける意味や誇りを見失いつつあることです。このような状況を打開する方法の一つとして、都市農山漁村交流があります。交流活動は意識的に仕組めば、地元の人々が地域の価値を都市住民の目を通して見つめ直す効果をもっています。

【取組・方針】

○ パーソナル・サポートによる支えあいのネットワークを作ります。

- ・ 「パーソナル・サポート」とは、様々な要因で困窮している住民に対してパーソナル・サポーターが相談に応じ必要な支援を個別的・継続的に提供し、これを契機に新たな雇用や社会資源に結びつけ、支えあいの社会をつくっていくことです。
- ・ その契機として「地域おこし協力隊」制度—総務省—の活用・導入

を図り、事業・取組の「見える化」を図ります。

- ・ さらに、地域おこし協力隊の横浜町定住化を促し、地域社会に新たな風を呼びこむとともに、地域住民の横浜町に対する誇りの見つめ直しの機会とします。

(3) -3 お年寄りから子どもまでの居場所づくり

少子高齢化の進展、本町の地理的条件、高齢者の一人暮らし世帯・高齢夫婦のみの世帯の増加は、誰かに会いたい、誰かと話をしたい、誰かと一緒にお茶を飲みたい、行くところが欲しいなどの住民ニーズには対応しづらい面をもちます。このような願いに応え、子供からお年寄り、障害の有無にかかわらず誰でも、いつ来ても、いつ帰ってもいい居場所づくりが必要であり、地域福祉を充実するために重要な視点であると思います。

【取組・方針】

○ 地域の茶の間づくりを検討します

- ・ 上記に示した意図を具現化した居場所づくりやコミュニティカフェづくりを支援します。
- ・ 地域通貨を活用した仕組みを実践します。

○ 共同居住の仕組みづくりを検討します

- ・ 既存の公共施設、空き家等を活用し、共同で生活できる「家」をつくれます（通年あるいは季節限定型）。

3 生涯にわたる健康づくりを総合的に推進します

(1) 健康づくりの推進

(3) -1 「元気づくり」を定着します

いま、寿命という言葉のもつ意味の中で「健康寿命」ということが注目されています。健康というものの考え方です。病気を減らす、病気を予防するということは医学の得意分野です。

医学は「元気」についてよく分かっていないのが実情です。しかし、その「元気」をもたらす要因の一つとしてふれあい、つながりが重要だということが分かってきました。したがって、今後の福祉政策の基本は疾病率や死亡率からものを考える健康対策から、今後は人がどう健康に生きるかというところから考える健康対策が求められています。そのような観点から「元気づくり」を進めます。

〔取組・方針〕

○ コミュニケーションの工夫

- ・ 様々な会議の場や日常の会話の中で「何か困ったことはありますか」、「ご不満なことはありますか」、「最近お疲れじゃないですか」というようなネガティブ系のことを引き出すような会話は避ける必要があります。
- ・ 「今日、楽しかったですか」、「あなたの得意なことは何ですか」というような、元気の出る会話を地域全体の風土となるような日常の会話をしていきます。

○ レスパイトケアの充実

- ・ 介護支援者の元気づくりを支援します。

○ 健康づくり施設の整備を図ります

- ・ 特に既存施設の機能再編を図りながら、地域における健康づくりの整備を推進します。

(3) -2 一次予防、重症化予防を重点化します

栄養、食生活、身体活動、運動、休養、喫煙、飲酒等の生活改善を若年期から取り組むことにより健康を推進し、疾病を予防する「一次予防」に重点をおいた対策

を推進するとともに、合併症の発症や症状の進展等の「重症化予防」に重点をおいた対策を推進します。

【取組・方針】

- 健診に関する取り組みを進めます
 - ・ 生活習慣病の予防対策として、医療保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施等の向上を図ります。
- 食育の推進
 - ・ 子どもから成人、高齢者に至るまで、ライフステージに応じた間断ない食育を推進し、「生涯食育社会」の形成を目指します。
 - ・ 住民一人ひとりが自ら食育に関する取り組みが実践できるように情報提供するなど、適切な施策を推進します。
 - ・ 健全な食生活を実現することが困難な立場にある人・世帯にも十分配慮し、NPOなどとの連携による支援策を講じ食育を推進します。
- 既存医療施設との連携
 - ・ 菜の花クリニックなどとの連携を図り、重症化予防対策を講じます。

（２）安全・安心に暮らせる環境の創造

（２）-1 公共施設などのバリアフリー化等の促進

地域において高齢者や障がい者など、誰もが自由に社会参加でき、世代を超えて支え合うことができる地域社会をつくるためには、物理的なバリアを除くだけでなく、相互に理解しあう心のバリアフリーが重要です。

【取組・方針】

- 建物・移動のバリアフリー化
 - ・ バリアフリー法に基づき公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を促進し、すべての人が安心して利用できる施設の普及を図ります。
 - ・ 身体障がい者、要介護者の在宅での自立生活の維持・向上や、介護者の負担を軽減するための住宅の改修・整備への支援体制を検討します。

○情報のバリアフリー

- ・誰もが必要な情報を得られるよう、情報伝達手段のユニバーサルデザイン化を推進します。

○心のバリアフリー

- ・小中学校等における福祉教育の充実を図ります。
- ・保育園等における障がい児の受け入れを進めます。

(2) -2 地域防犯・交通安全対策の強化

高齢者を狙った振り込め詐欺やひったくりなどの犯罪にまきこまれないようにするための啓発活動や、町の防犯活動などが重要です。

〔取組・方針〕

○地域の防犯活動

- ・自治会など、小地域を単位に取り組む防犯活動を支援します。

○関係機関との連携による啓発活動

- ・振り込め詐欺等に関するチラシの配布、ポスター等の掲示により啓発活動を進めます。
- ・警察や金融機関との連携により、犯罪被害の防止に取り組んでいきます。

○移動環境の改善

- ・車椅子での安全な移動や冬期の雪道など、地域住民が安心して移動できる道路環境の整備（段差の解消など）を促進します。

(2) -3 身近な快適環境の推進

本町は豊かな自然、美しい海、山に囲まれたまちです。しかしながらゴミの不法投棄や海岸への漂流物が多く、そのすばらしい環境の維持・保全が難しくなっています。

〔取組・方針〕

○不法投棄の監視

- ・ゴミの不法投棄は海岸、林地などを中心に行われています。そのよ

うな行動をなくす啓発活動や監視活動をこれまで以上に進めます。

- ・ NPO などが長年行ってきた海岸清掃などを継続的に実施していきます。
- ・ 社会企業 O もビジネスとして成立する可能性を検討します。

○ 美化活動の推進

- ・ 公共施設、道路等のゴミ拾い、花等の植栽活動による環境美化に努めます。
- ・ これらの活動を支援してくれる人々に対する有償化の仕組みを検討します。
- ・ 警察や金融機関との連携により、犯罪被害の防止に取り組んでいきます。

○ 移動環境の改善

- ・ 車椅子での安全な移動が冬期の雪道など、地域住民が安心して移動できる道路環境の整備（段差の解消など）を促進します。

(3) 災害に強いまちづくりの推進

(3) -1 災害に備えた体制づくりを推進

高齢化の進行に伴い、一人暮らし高齢者世帯などが増加しています。地域においては声かけや安否確認などの自主的な活動や自主防災組織を立ち上げた自治会などもみられます。一方、近年自然災害などにより、高齢者が犠牲になるケースが多くなっています。万一災害が発生した際、二次災害を最小限にとどめることが重要です。

【取組・方針】

○ 地域での支援体制づくり

- ・ 地域での日常的な見守り活動や助け合い活動を推進します。
- ・ 講座や広報活動を通して、町民の災害に対する自助・共助の意識を高めます。
- ・ 災害時支援ボランティアの育成を図ります。
- ・ 家族防災会議を定着させます。
- ・ 自治会等と連携し自主防災組織の設置を進めます。

(3) -2 災害時要援護者対策の確立

災害予防という視点から最大の課題は「避難忌避者」を出さないことです。「逃げる」、「逃げたい」、「生きる」、「生きたい」意識・力の徹底・醸成にあります。そして、そのような対象者は多く高齢者や障がい者を主体とした要援護者です。

この避難忌避者を出さないためには次のような対策を事前に行っておくことが重要です。

〔取組・方針〕

- 要援護者の把握
 - ・ 高齢者のみの世帯や障がい者がいる世帯などを把握し、支援対策を構築していきます。
 - ・ 要援護者の把握にあたっては、民生委員・児童委員の協力を求めるとともに、支援者を地域で確保できるようにします。
- 要援護者台帳の整備推進
 - ・ 以下のような情報を整備しておきます。

世帯台帳：すべての世帯について、氏名、血液型、平日昼間の居場所等
人材台帳：地区内の資格・技術者の名簿（建設機材オペレーター、保健師、元消防員、看護師等）
要援護者台帳：氏名、住所、電話番号、連絡先、その他特記事項
 - ・ 上記の情報が最新に保たれる仕組みを構築します。

4 町民・事業者・行政の協働により計画を推進します

(1) 住民参加を基本とした具体的な実践の推進

(1) -1 推進体制づくり

地域福祉を推進していくためには、健康づくり施策、少子高齢化施策、教育施策、障がい者施策などの分野別の福祉施策だけでなく、町民の地域生活の視点に立ち、横断的かつ社会の変化に対応した施策が重要です。

〔取組・方針〕

○ 庁内体制の整備・強化

- ・ 関係する部署の施策の見直しや改善・充実を図るために役場の中に横断的・機動的な推進体制を形成します。
- ・ 第2期横浜町地域福祉計画を基本として、他計画との整合性を図りながら施策を推進していきます。

○ 住民、関係機関、団体等との有機的連携

- ・ 地域福祉に取り組む様々な機関との連携強化をこれまで以上に図り、着実に推進していきます。
- ・ 住民、団体等からの「声」を受けとめるなど、双方向型の仕組みづくりに工夫をします。

(1) -2 進行管理の仕組みづくり

施策はそれを着実に進める計画性と実効性（実現性と効果性）、そして評価が重要です。そのようなサイクルを着実に進めます。

〔取組・方針〕

○ PDCA サイクルの確立を図ります

- ・ 「横浜町地域福祉計画策定委員会」において、計画の進捗状況、成果についての評価・検証などを行います。
- ・ その検討結果は町民に公表し、進行管理の透明性を図ります。

V 戦略的テーマの抽出とイメージ



1 基本的考え方

これまで検討してきた地域福祉計画の基本施策の中から、それぞれの施策のもつ

- ①地域課題解決の緊急性
- ②施策相互間の連関性
- ③実現化を促すシーズの存在

等の視点から、以下の3つを地域福祉のまちづくりを目指す戦略的テーマと位置付けそのイメージを構想しました。

これらテーマは次年度以降、その構想の深化への検討が望まれます

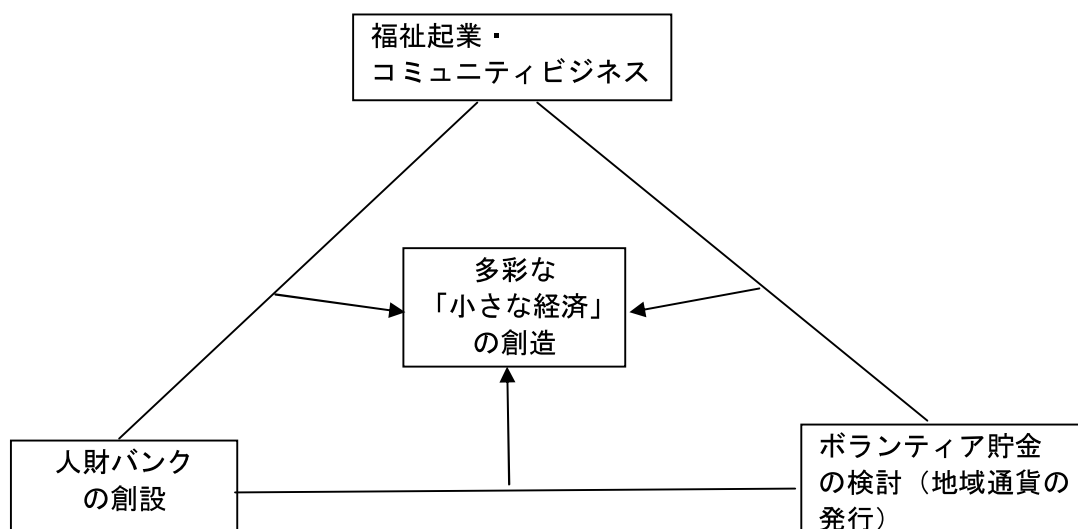
2 横浜町における社会起業の促進

このテーマは企画員会議等いずれの場においてもニーズの最も高かったテーマです。

経済的水準が不十分な場合、「あといくらぐらいの月額収入が必要か」という問いに対して、必ずしも大きな金額を求めていない結果の報告があります（農村計画学会誌 26 巻 2 号 2007.9）。

追加所得として、月 10 万円以上を望む回答者は男性で 32%、女性で 22%に過ぎません。また年齢別にみると、高齢者では月 3~5 万円の増収を希望する割合が多くなっています。年収に換算すれば 36 万円から 120 万円の追加所得を実現する産業があれば所得問題の一部には対応できることを示していると考えます。このような「小さな経済」を多数作り出すこと、そしてこのような動きを安定化させるための人財の存在の如何が重要といえます。

基本施策の中で示した人財バンク、コミュニティビジネスや福祉起業の促進、ボランティア貯金の検討などの基本施策と連携を図りながら「年金プラス α 」の創出づくりが期待されます。地域福祉活動を通じて地域の活性化を図る重要な手段といえます。

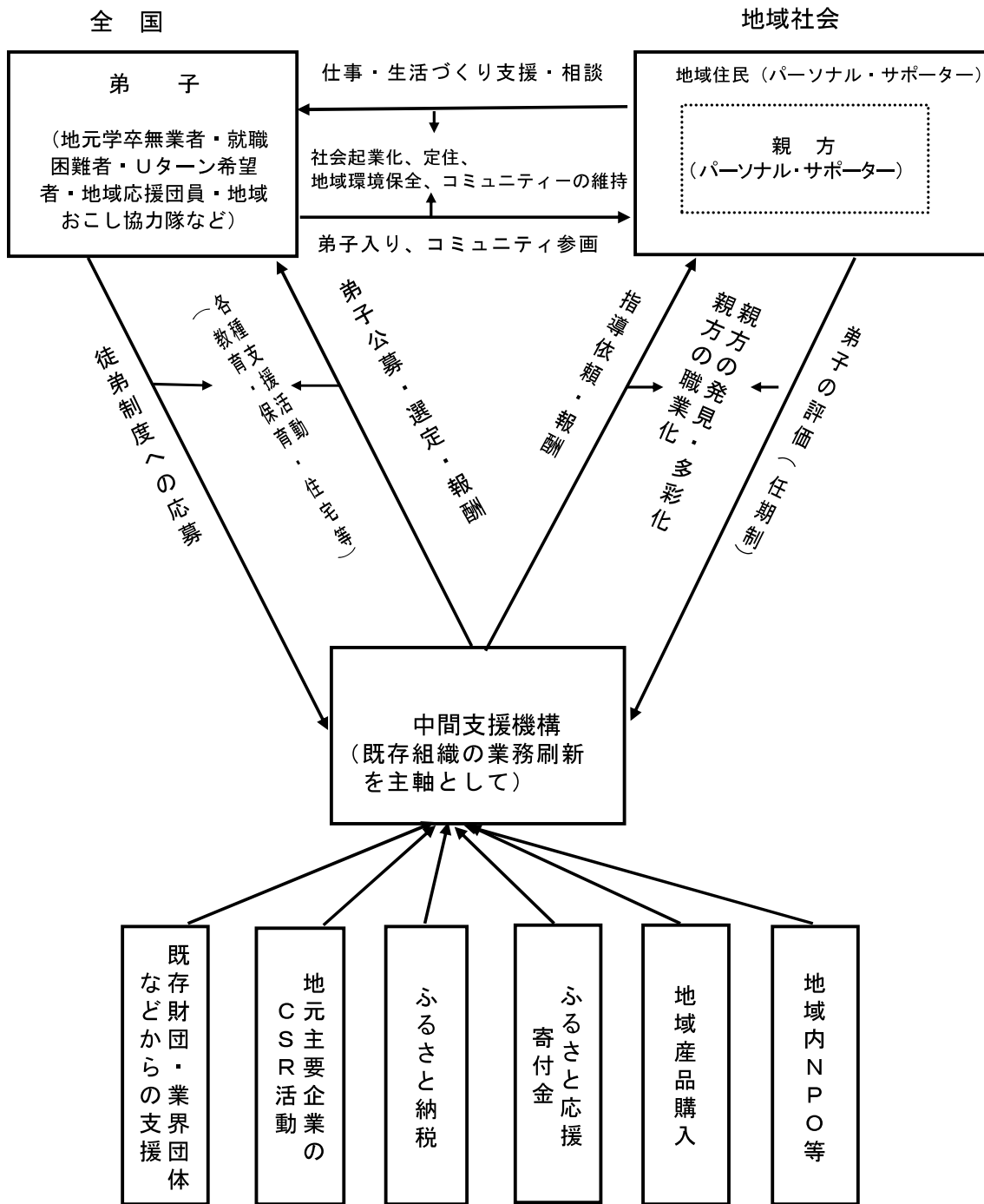


3 「パーソナル・サポート」による新たな価値観の創造

このテーマは 1 に示した社会起業と連動するものですが、目標は新しい価値観を外部から移入すること、それにより既存住民の価値観を変えること、その結果として地域集落環境、コミュニティの維持に結びつけることや、耕作放棄地、農地・林地の潰廃など身近な自然環境の維持にもつなげることにあります。

その構図と概略を示します。

- ① パーソナル・サポートシステムの機軸を「意識の変革」と「仕事づくり」の創造に置き、働く意欲・希望がある地元学卒無業者や就職困難者、Uターン希望者、地域応援団員（上北・下北ファン）、地域おこし協力隊などを対象に下図のような仕組みをつくり、住み続けたい人の仕事・生活づくりを支援することとします。
- ② ここでは、このシステムを「〇〇型徒弟制度」（仮称）と称し「弟子」と「親方」との関係の中で仕事・生活づくりを推進することです。
- ③ また、「親方」についても、これが職業として自立できる仕組みづくりを内包するものです。
- ④ 「弟子」、「親方」を支援する主体として中間支援機構を設置し、既存財団・業界団体、地元主要企業の CSR 活動、ふるさと納税、ふるさと応援寄付金、地域産品購入などにより、主体の活動を支えていくこととします。
- ⑤ この中間支援機構は弟子の町内居住棟を条件にするとともに、報酬を支払うこととします。また、親方であるパーソナル・サポーターに対しても「親方の職業化」を目指しているため報酬を支払うものと想定します。
- ⑥ この様な活動は新たな仕事づくりや定住者の促進とともに、耕作放棄、農地潰廃、林地荒廃といった地域環境の維持にも貢献できるシステムとしての機能が期待されます。



4 地域のたまり場づくり

このテーマは「コミュニティを単位とした地域再生へ」、「お年寄りから子どもまでの居場所づくり」、「元気づくり」などの基本施策を連携させたテーマです。

このイメージの基本は「常設型地域の茶の間—うちの実家—」—平成 23 年度「高齢者の居場所と出番に関する事例調査結果」内閣府—にあります。

この活動内容は次のように紹介されています。

- ・ 誰かに会いたい、誰かと話したい、誰かと一緒にお茶を飲みたい、行くところが欲しいと言う人々の願いに応えた常設型の地域の茶の間で、子どもからお年寄り、障がいの有無に関わらず、誰でも、いつ来ても、いつ帰ってもいい場所で、男性の参加者や外国からきて日本に暮らす親子もいる。
- ・ この場所ではみんなで行う特別なプログラムはなく、何をしてもいい。得意なことや、やりたいことをする、何もしなくてもいい。参加者が自分の実家ですごすように、思い思いの時間を過ごす。いろいろな人がお互い様の関係の中で一緒に時間を過ごすことで、相手の不自由さを知り、いつの間にか自然に助け合うようになっている。
- ・ 利用できる日は、火・金曜日と第 1・第 2 土曜日の 10～15 時。実家のように泊まることも出来る。
- ・ 利用料金は、参加費が一日 300 円、食事が 300 円、宿泊が 2,000 円（光熱費、リネン洗濯代）である。会員の年会費は 2,000 円である。

横浜町でも同じようなニーズはあります。「横浜町型うちの実家」を構想する必要性は高いと思います。

以上、3つの戦略的テーマを構想・事業化していくことは、これからの横浜町の「暮らしの安全」、「暮らしの楽しさ」、「暮らしの安心」、「暮らしの豊かさ」を具現化する骨格になるものと思います。

【参考資料】

(No. 1)

事例名	常設型地域の茶の間「うちの実家」
地域	新潟県新潟市
実施主体	常設型地域の茶の間の実家（代表者 河田 珠子）
活動要約	赤ちゃんからお年寄りまで、誰もが参加でき自由に過ごせる場
主な分野	「憩い」・「介護・ケア」
主な関係者	任意団体 うちの実家 会員 約 300人
キーワード	常設型/地域の茶の間/居場所/コミュニティカフェ/夜の茶の間

■活動のきっかけ・経緯

- ・代表者の河田さんは、大阪で特養に勤務ののちに義父母介護のために新潟に帰郷し、会員制で有償による市民相互の助け合いの住民参加型の在宅福祉サービス「まごころヘルプ」を1990年に設立した。しかし、活動するなかで家族といっても孤獨な高齢者が多いことに気づき、子どもからお年寄りまで1時間でも1日でもいられ更に泊まることのできる場所が必要と感じ、「地域の茶の間」を開催した。
- ・活動は、1997年7月から地域の山ニツ会館で毎月1回第3日曜日に「地域の茶の間」を開催したことから始まり、やがて新潟県の長期総合計画で県内各地に広がった。その後、地域外の参加者が増えたことや、参加者のいつでも利用したいなど新たなニーズを受けて、発展的にこれを解消して、2001年3月に常設型の「うちの実家」を任意団体として設立した。
- 2003年3月には空き家を借りて整備し、オープンな憩いの場所として利用されており、公的援助無しで採算の合う運営がされている。
- ・現在、河田さんは、「うちの実家」を代表として運営すると共に、同様の居場所作りやコミュニティカフェなどの普及のために全国でセミナーや講演の講師として積極的に推進活動を行っている。
- またこの「うちの実家」は全国に30,000箇所あると言われているコミュニティカフェの先駆けとして、その手法を学ぼうと、全国の福祉や地域活性化を担う関係者の視察が訪れる注目の場所となっている。



<気軽に行けるうちの実家>



<河田 珠子 代表>

■活動内容

- ・誰かに会いたい、誰かと話したい、誰かと一緒にお茶を飲みたい、行くところが欲しいと言う人々の願いに応えた常設型の地域の茶の間の、子どもからお年寄り、障がいの有無に関わらず、誰でも、い

- つ来て、いつ帰ってもいい居場所で、男性の参加者や外国から来て日本に暮らす親子もいる。
- ・この場所ではみんなでやる特別なプログラムはなく、何をしてもいい。得意なことや、やりたいことをする、何もしなくてもいい。参加者が自分の実家ですごくように、思い思いの時間を過ごす。いろいろな人がお互い様の関係の中で一緒に時間を過ごすことで、相手の不自由さを知り、いつの間にか自然に助け合うようになっている。
 - ・利用できる日は、火・金曜日と第1・第2土曜日の10～15時。実家のように泊まることも出来る。
 - ・利用料金は、参加費が1日300円、食事が300円、宿泊が2,000円（光熱費、リネン洗濯代）である、会員の年会費は2,000円である。



＜食食し自由に過ごす参加者＞



＜織物機で織物を行う利用者＞

■ポイント・工夫している点

■運営経費の収支状況

- ・参加者からは会員会費とその都度参加費や食事代を頂き、バザー、寄付、で運営し当番1名のみ小額有償して、参加者が出来ることを当たり前で助け合っており、ざりざりだが赤字は出していない。

■地元自治会の協力を得る

- ・設立時は、地元自治会の協力を得て自治会に入り回覧板で周知した、バザー・除雪・庭木の手入れ・来客時に近所の家などの空き駐車場を借りるなど地域の協力を得ており、正式に自治会に入り会費を払って日常回覧板やゴミ当番にも対応し実施している。

■地元の小学校の子供たちも利用

- ・地元の小学校の子供たちが授業の一貫として訪れたり、夏休みなどに誘い合って遊びに来ている。研修、視察なども多く、その説明はうちの実家の参加者の活躍の場ともなっている。
- ・みんなの決まりごとがあり、利用者が上下関係なく和やかに静かに過ごせるようにしている。



<子どもと一緒に和やかに過ごす>



<高齢者が子どもに習字を指導>

■「夜の茶の間」として異業種交流の場を利用

- ・会場の夜は、「夜の茶の間」として異業種交流の場にしており、会社員、公務員、医者、社会福祉協議会、NPO、事業者、自治会、民生委員等々誰でも参加できる。この日のみ名刺交換があり、情報交換の場になっている。

■多様なネットワークを活かしたイベント利用

- ・個々のネットワークとしての活用だけでなく、この多様なネットワークを活かして講演会なども企画実施している。
- ・石山地区公民館、東区社会福祉協議会、地元コミュニティ協議会、およびうちの実家が毎年共催している講座では、地域住民を対象に、不便な家でも暮らせるように、実践的な実技研修をバリアだらけのうちの実家の中で行っている。

■男性のグループも継続して活動

- ・男性の料理教室に通っていたグループ（八浪会）から年3回食事作りを担当してもらっている。
- ・退職者の男性たちが立ち上げた農園「にいがた・夢農園」の連絡場所として活用してもらうと同時に昼食食材の野菜を届けてもらっている。

■災害時の避難所として利用

- ・7.13 水害の時（2004年7月）は、避難所にいた5人の要介護者の9日間の生活の場となった。
- また、中越地震（2007年7月）の際は、川口町の仮設住宅に暮らしている人の実家として活用された。

■部屋の貸出など広く利用

- ・要望に応じて、町内会役員会や、生き辛さを感じている人達のグループに部屋の貸し出しや、知的障がい者作業所や精神障がい者作業所の焙煎コーヒー、トイレットペーパー、豆腐などを日常的に使用している。

■課題と今後の展開

- ・課題は特にないが、今は新潟市でも施策として取り組み、歩いていける範囲に「地域の茶の間」が出来てきているところから、うちの実家の継続に固執する必要はなくなってきている。
- ・居場所づくりを目的にするだけでなく、お互いの不自由を知り、できることを進んでやり、自然に助け合いがなされる地域づくりが大切だと考えている。
そして自ら「助けて」といえる地域づくりにつながることを願っている。

連絡先	「うちの実家」(代表：河田珪子) 住所：新潟県新潟市東区栗山4丁目5-1 電話番号：025-277-9398 メール：u-jikka@khaki.plala.or.jp
-----	---

資料編

1 横浜町地域福祉計画策定委員会設置要綱

〔平成20年3月24日
訓令第10号〕

（設置及び目的）

第1条

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、横浜町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、横浜町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条

協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （1） 計画案の策定に関すること。
- （2） 計画案の町長への報告に関すること。
- （3） その他計画の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条

委員会は、9名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 福祉関係団体の代表者
- （2） 住民代表者
- （3） 総務課長
- （4） 産業建設課長
- （5） 健康福祉課長
- （5） その他町長が適当と認める者

（任期）

第4条

委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

（会長及び副会長）

第5条

協議会に会長1名及び副会長1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

（会議）

第6条

会長は、必要に応じて会議を招集し、議長となる。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者を委員会の会議に出席を求め、説明や意見を求めることができる。

(庶務)

第7条

委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

(雑則)

第8条

この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

横浜町地域福祉計画策定委員名簿

	区 分	氏 名	備 考
1	福祉関係団体	木村 勉	社会福祉法人 横浜町社会福祉協議会長
2	福祉関係団体	木村 平三	横浜町民生・児童委員協議会長
3	福祉関係団体	二木 心み子	主任児童委員
4	福祉関係団体	野田 博之	社会福祉法人 貴望会 特別養護老人ホームなのはな苑 施設長
5	住民代表	小関 近義	
6	総務課長	柏谷 健児	
7	産業建設課長	西浜 敏美	
8	教育課長	菊池 繁実	
9	健康福祉課長	鳥山 薫	



第 2 期横浜町地域福祉計画

発 行 日 平成 25 年 3 月
発 行 横 浜 町
〒039-4145 青森県上北郡横浜町字寺下 35
Tel : 0175-78-2111(代表)
企画・編集 健康福祉課

なお、本計画の策定に当たっては、公益財団法人東北活性化研究センター及び財団法人むつ小川原産業活性化センター支援助成事業の支援を受けました。記して深謝するものです。